

こ支虐第 223 号
令和 5 年 12 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」について

親子関係再構築支援は、こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことであり、親子関係再構築支援に当たっては、こどもの権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、こどもの最善の利益の実現を目的として実施する必要がある。

令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）においては、都道府県等において親子関係再構築支援を適切に行うための体制や支援メニューを確保できるよう、親子再統合支援事業が創設され、都道府県等はこの事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないこととされたところである。

各都道府県等において、改正法の施行にあたり、親子再統合支援事業を活用しながら親子関係再構築支援に係る取組を推進するための体制整備等が図られるよう、今般、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を別添のとおり策定した。

この内容を踏まえ、適切かつ積極的に親子関係再構築支援に係る取組を推進いただくとともに、本内容について関係機関及び関係団体等にも周知を図りたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

(別添)

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン

令和5年12月

<目次>

第1章	はじめに.....	1
1.	親子関係再構築支援の定義.....	1
2.	親子関係再構築支援の意義.....	2
第2章	本ガイドラインについて.....	4
1.	令和4年児童福祉法改正における親子関係再構築支援.....	4
2.	本ガイドラインの位置づけ.....	4
第3章	親子関係再構築支援の原則.....	5
1.	こどもの援助指針等における親子関係再構築.....	5
2.	当事者である「こども」や「親」と一緒に考える.....	5
3.	こどもと親を支える人・機関と連携した援助指針等の策定.....	6
4.	親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用ではない.....	6
第4章	親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・仕組み.....	7
1.	重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築.....	7
2.	親子関係再構築の視点を含めたアセスメント及び援助指針等の策定.....	7
第5章	児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化.....	9
1.	親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり.....	9
2.	児童相談所内でのノウハウ共有をするための研修体系の構築.....	9
3.	多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践.....	9
4.	児童相談所が行う親子関係の再構築支援メニューの充実.....	10
第6章	民間団体との協働による親子関係再構築支援の充実.....	11
1.	民間団体との協働による支援体制のメリット.....	11
2.	民間団体との協働における留意事項.....	11
第7章	市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の実施	
1.	市区町村における親子関係再構築支援の必要性.....	13
2.	市区町村に求められる支援体制と児童相談所との連携・協働による支援.....	13
3.	都道府県単位での親子関係再構築の支援体制のあり方と、市区町村への支援の充実.....	14

第8章 里親・ファミリーホーム・施設等との協働による支援..... 15

1. 里親・ファミリーホーム・施設との連携強化..... 15

2. それぞれのこどもにとってのパーマネンシー保障..... 15

別添・・・親子関係再構築支援に関する取組事例集

※ 各章末に記載する「主な取組事例」は、別添「親子関係再構築支援に関する取組事例集」で紹介

第1章 はじめに

1. 親子関係再構築支援の定義

「親子関係再構築支援」とは、こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう（目的）、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことである。

親子関係再構築支援に当たっては、こどもの権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、こどもの最善の利益の実現を目的として実施する必要がある。

「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」（平成26年3月 親子関係再構築支援ワーキンググループ）において、親子関係再構築支援の種類として、以下のように多様なものが示されている。親子関係再構築支援は、同ガイドラインで示されているとおり、親子分離等によって里親・ファミリーホーム・施設¹で生活しているこどもとその親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を指すものである。

また、親子の交流がない場合等も含め、こどもの生き立ちの整理や、きょうだい等の家族・親族等との関係性の構築、永続的なつながりや養育環境を構築するための支援も含まれる。

<親子関係再構築支援の種類>

- 分離となった家族に対して
 - ① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援
 - ② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援
 - ③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供
- ともに暮らす親子に対して
 - ① 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援
 - ② 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援
 - ③ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援（アフターケア）

出典）社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン（平成26年3月）
URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working9.pdf

¹ 施設とは、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設を指し、児童自立生活援助事業所を含む。

2. 親子関係再構築支援の意義

親子関係再構築支援の意義は、子どもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていくことを通して、子ども自身が愛され大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになることである。

子どもにとって不適切な親子関係、養育環境から物理的に分離するだけでは、子どもの自尊感情や自己肯定感を高めることは難しく、特に家庭からの分離を経験した子どもの中には、自分のせいで家庭に居られなくなったと自らの存在や価値を自己否定することで、親から見捨てられたという不安を取り除こうとする場合がある。子どもが抱えている不安や辛さを理解しながら、親子関係の問題や課題にはさまざまな背景要因があり、それらが複合的に作用し合っ問題が生じていることを、子どもの発達状況にあわせて子どもが理解できるように丁寧に伝え、親子関係の再構築に向けた親子の課題を子ども自身が理解し、自らの希望に応じて主体的に取り組んでいけるように支援していくことが求められる。子どもは親子関係再構築の主体であり、親子関係再構築支援の実施に当たっては、子どもの意見・意向を丁寧に確認しながら進めていくことが必要である。

また、親自身も自らの生育歴や家族関係の中でさまざまな課題や問題、葛藤等を抱えており、その中でうまく養育ができずに、結果として虐待をはじめとする親子関係に問題が生じている場合があり、親自身への支援も必要である。そして、それらの支援を通して、親も自分をわかってくれる信頼できる支援者ができたり、生活の基盤が安定していきたりすることなどにより、これまでの養育を振り返りながら、親子関係の課題や問題となっている原因や要因を認識し、それらを取り除いていくために主体的に取り組んでいけるようになる。

子どもと親が相互の肯定的なつながり（関係性）を主体的に築いていくことは、子どもの自尊感情や自己肯定感を高めていく上で重要な要素の一つであり、子ども自身の自尊感情や自己肯定感が高まっていくことが人や社会を肯定的に受け止めて生きていける力につながっていく。つまり、親子関係再構築支援は、子どもの将来に大きく影響を及ぼす大切な支援であり、そのために必要な支援を子どもと親との双方に行うとともに、きょうだい等の家族・親族や地域等を含めて総合的なサポートをすることが児童相談所や市区町村をはじめとする支援者・支援機関に求められている。

子どもの健やかな育ちにとって適切な養育環境や親との愛着関係は重要であり、親から分離された子どもの中には、「親を助けて欲しかった」「親を助けてくれる人がいたら、離れることなく、一緒に暮らしていけたのではないかと振り返る子どもや、自分自身だけでなく、家族も支えてもらいたいと感じている子どももおり、子どものためにも親への支援は重要である。

親への支援は容易ではなく、親の意志や意欲を醸成するのにさまざまな支援が必要であること、また子どもの安全確保のための介入支援に追われていることもあり、親子関係を再構築するための支援に十分な時間が割けていない児童相談所も多いのが現状である。しかしながら、「子どもの最善の

利益を優先して考慮」という、児童相談所の相談援助活動の理念・目的において、こどもの意見・意向を尊重して行う親子関係再構築はその根幹をなすものであるという認識のもと、こどもの最善の利益の実現を目的として、親への支援を含めた親子関係再構築支援への取組を行うことが必要である。

第2章 本ガイドラインについて

1. 令和4年児童福祉法改正における親子関係再構築支援

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の6の2において、「都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業（※）（中略）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。」とされた。

親子再統合支援とは、親子関係再構築支援と同義であり、都道府県等²においては、親子関係再構築支援を適切に行うための体制や支援メニューを確保できるよう、親子再統合支援事業の積極的な活用を図っていくことが求められている。

※ 法第6条の3第15項及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の32の5において、親子再統合支援事業については、「親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童福祉司、法第12条の3第6項に規定する指導をつかさどる所員（児童心理司）、医師その他の親子の再統合のための相談及び助言その他の必要な支援についての専門的知識及び経験を有する者をして、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行わせることを基本として行うもの」とされている。

2. 本ガイドラインの位置づけ

都道府県等においては、上記の児童福祉法の改正を踏まえ、また、こどもの福祉にとっての重要性に鑑み、親子関係再構築支援を適切に行うための体制整備を行っていくことが重要となってくる。

本ガイドラインは、これを踏まえ、親子関係再構築支援を適切に行うために都道府県等として取り組むべき体制整備のあり方について主に示すものである。

なお、親子関係再構築支援の進め方や留意事項等については、本ガイドラインのほか下記を参照すること。

- 児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン（平成26年3月親子関係再構築支援ワーキンググループ）
- 子ども虐待対応の手引き（平成25年8月23日付け雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

² 都道府県のほか、指定都市、中核市、児童相談所設置市を含む。

第3章 親子関係再構築支援の原則

1. こどもの援助指針等における親子関係再構築

児童相談所運営指針や市町村子ども家庭支援指針にあるように、こどもの心身の健やかな育ちのためにはこどもはもちろん、親を含めて家庭ごと支える視点が不可欠であり、親子の関係性の再構築を図ることは、虐待等を受けたこどもの育ちを支える上で重要である。

こどもへの支援において、「こどもの健やかな育ちにとって、親・家族との関係性は非常に重要な要素である」ということを改めて認識する必要がある。つまり、児童相談所におけるこどもの援助指針をはじめ、こどもの支援方針・支援計画となる自立支援計画や支援計画（サポートプラン）等（以下「援助指針等」という。）の作成に当たっては、「親子の関係性を再構築する」という視点を持ち、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、具体的に必要な支援内容の検討を行うことが重要である。

ここでいう親子関係再構築は、前述のとおり、家庭復帰だけでなく家族の状況や課題等に応じた多様な形で関係修復や再構築（こどもの生き立ちの整理や、きょうだい等の家族・親族等との関係性の構築、永続的なつながりや養育環境の構築を含む）を指すものであり、援助指針等に含む親子関係再構築支援の内容は、2にもあるとおり、こどもの意見・意向等を十分尊重したものとすることが重要である。

2. 当事者である「こども」や「親」と一緒に考える

援助指針等の案を策定するに当たっては、こどもや家族の意見・意向を十分に傾聴し、尊重すること、児童相談所等が考える援助指針の案を十分に説明し、その意見・意向を踏まえて策定することが原則である。

特に、親子関係再構築の主体はこどもと親であり、その支援の方針には、当事者であるこどもや親の意見・意向が反映されていること、そしてその方針に、こどもと親が納得していることが重要である。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを確認し、そのために何が必要なのかを一緒に考えること、親子関係再構築支援においては、援助指針等の策定におけるそのプロセスが大切である。この点、こどもは親の意向を気にして本来の自分の気持ちとは異なる意見・意向を示す場合もあるため、親子関係再構築支援はこどもの最善の利益の実現のために行うものであることを十分認識し、こども本来の意見・意向の把握に努め、それを尊重したものとなるように十分留意することが求められる。なお、里親・ファミリーホームへの委託や施設への入所後においても、援助指針や自立支援計画の見直し時にはこどもや親の意見・意向等を改めて確認しながら、「当事者と一緒に考える」ことが必要である。

3. こどもと親を支える人・機関と連携した援助指針等の策定

こどもが地域で安心・安全に暮らしていけるよう地域での生活を整えていくためには、こどもや親・家族を支える人・機関の存在が重要であり、そのキーパーソンが誰かを家族とともに考え、巻き込んでいくことが求められる。

そのため、こどもと親への支援においては、親と子の関係にとどまらず、祖父母やきょうだい、友人、地域とのつながりなどのさまざまな関係性の構築を含めた総合的な支援を行うことが大切であり、これらの人や機関と連携していけるよう、こどもと親を中心におきながら、これを支える家族、親族、地域等の人・機関とも目標と課題を共有し、各々の関係性や役割分担等を十分に検討・確認することが必要である。

4. 親子関係再構築支援＝保護者支援プログラム³の活用ではない

親子関係再構築支援は、こどもの最善の利益の実現を目的として、こどもへの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的支援であり、親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムを行うことではない。保護者支援プログラムは、親子関係再構築支援における支援メニューの1つの選択肢であり、アセスメントに基づいてこどもと親の状況に応じた適切な支援方法を選択する必要がある。

親子関係再構築支援の体制整備＝親子再統合支援事業の活用＝保護者支援プログラムにつなげる、という趣旨ではないことに十分に留意されたい。

主な取組事例)

■ 高知県の町（事例1⁴）

当事者や関係機関が参加する「家族応援会議」により、親子を中心とした支援体制が充実

■ 長野県伊那市（事例2）

親と子ども、その関係機関が参加するケース支援会議により、個々の家族にあった支援を実施

■ 奈良県奈良市（事例10）

ラップアラウンドのマインドをもとに、地域の支援を活かした当事者主体の支援を実施

³ 本ガイドラインにおける「保護者支援プログラム」とは、CSP（コモンセンスペアレンティング）や、トリプル P、MY TREE ペアレンツ・プログラム等の個々の支援ツールや支援方法を指す。

⁴ 別添「親子関係再構築支援に関する取組事例集」における事例番号を記載している。

第4章 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・仕組み

1. 重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築

親子関係の再構築のためには、家庭の生活基盤を整えることや、親の心身のサポートを必要とする場合、子ども自身の発達や心理面等への支援を必要とする場合、また家族を身近なところで見守り、家族を支える環境づくりを必要とする場合など、子どもや親のニーズ・課題や段階に応じて、多様な支援メニューを組み合わせ、必要に応じて長期的にサポートできる体制が必要である。

これらの実践は児童相談所による支援だけでは不可能であり、市区町村や関係機関、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築することが必要となる。特に、子どもと親の身近なところで支援ができる市区町村との連携は必須であり、児童相談所と市区町村とが協働して支援を行うための体制づくりが求められる。また、里親・ファミリーホーム・施設で生活する子どもの親子関係再構築支援に当たっては、子どもと日常的にかかわる里親・ファミリーホーム・施設との連携も欠かせない。加えて、親への支援においては、児童相談所以外のかかわりや、専門的なプログラムの活用が望ましいケースもあり、児童家庭支援センターをはじめとする関係団体⁵と協働しうる体制の構築も必要であり、都道府県等は、これらの体制構築に向けた取組を推進する役割を担うことが求められている。

なお、児童相談所以外の機関等が支援を行うケースにおいても、児童相談所がかかわる子どもについては、児童相談所がそのマネジメント役を担うことが原則である。

＜都道府県等が体制整備すべき親子関係再構築のための支援＞

- 児童相談所職員による支援（独自プログラムを含む）
- 医師や外部の専門家からの助言等を必要とする支援
- 児童相談所以外からの支援（児童家庭支援センター等）
- 保護者支援プログラム等の専門的な支援（民間団体への委託等）
- 市区町村による地域での支援
- 生活基盤を整えるための支援・事業等の活用（関係機関、他部署等）

2. 親子関係再構築の視点を含めたアセスメント及び援助指針等の策定

前述の通り、子どもの健やかな育ちにとって、親・家族との関係性は非常に重要な要素であり、子どもと親との関係性の再構築を図ることは子どもの育ちを支える上で重要であることから、子どもの援助指針等の作成に当たっては、子どもの意見・意向を尊重した親子関係再構築の視点持ち、必要な支援方針・支援方法についてより具体的に検討・記載していくことが重要である。

⁵ 児童家庭支援センターのほか、里親支援センター等を含む。

そのためには、児童相談所が行う調査、診断の過程において行うこどもや保護者との面接の中では、親子関係再構築の視点から各々のそして家族の抱えるリスクやニーズについてアセスメントする必要がある。里親・ファミリーホーム・施設や、市区町村、こどもや親とかかわりのある関係者・機関等からの情報収集や援助指針等に関する検討も同様である。

また、支援過程においても、こどもや親の変化、親族や地域などの状況等を親子関係再構築の視点から評価をし、家庭復帰の可能性やタイミング等を適切に判断していくことが重要である。

主な参考事例)

■長野県（事例3）

虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点でアセスメントして自立支援計画策定

■福岡県（事例4）

定期的なスクリーニングの「仕組み」と、児童相談所が組織として支援する体制を構築

第5章 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

1. 親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり

児童相談所が行う支援の中で、「親への支援」はこどもへの支援とは切り離された支援として捉えられていることが多いが、親子関係再構築支援はこどもと親を中心とした支援という視点が大切であり、こどもの援助指針の一環であるという認識のもと、当然実施を検討すべき支援であることを前提とした組織づくりが必要である。

親子関係再構築の支援体制は、親子関係再構築支援の専任職員の配置や、専門チームの設置、SV によるサポートの体制をつくるなどさまざまであるが、重要なのは、援助指針等の中でその目的を共有し、親子関係再構築の視点を持ち続けることにより、各段階において切れ目のない支援を行えるようにすることである。

2. 児童相談所内でのノウハウ共有をするための研修体系の構築

親子関係再構築に向けた支援の難しさや、職員の忙しさから、相談支援業務の経験豊富な職員を専任担当者として配置して支援に取り組む児童相談所もあるが、その職員の有する経験・ノウハウによる属人的な支援であること、またその経験・ノウハウが他職員と共有しきれていないことが課題となっている。

しかし、職員研修の予算はあっても、職員の新規採用や異動がある中で、全職員の研修受講は予算的にも時間的にも難しいのが現状であり、児童相談所内でノウハウを共有し、組織としてそれを蓄積していくための工夫が求められている。オンライン研修等の積極的な活用や、児童相談所職員がまとめて受講できるよう講師を招聘しての研修実施等、児童相談所全体でスキルアップをしていけるよう取り組んでいる児童相談所もあるので、参考にされたい。

3. 多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践

親子関係再構築支援においては、こどもや親のニーズ・課題や段階に応じた多様な支援が必要であり、市区町村や関係機関、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要がある。

そのためには、児童相談所が市区町村、民間団体、里親・ファミリーホーム・施設等の多様な主体（関係機関等）との連携・協働を意識し、援助方針の検討、共有等を行っていきなど、連携・協働していくための取組を児童相談所が率先して実践していくことが必要である。

4. 児童相談所が行う親子関係の再構築支援メニューの充実

親への支援として、保護者支援プログラムを活用したくとも、実施にあたり職員の研修受講やライセンス料を必要とするなどの予算上の課題や、身近なところに適切な保護者支援プログラムを実施することのできる機関がない児童相談所も多い。

しかし、こどもと親のニーズや課題を踏まえて、児童相談所で行う支援として親子関係再構築のためのアセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。注目すべきは、それに取り組む過程が、親子関係再構築支援に対する職員の意識の変化やスキルアップ、組織として支援の質をあげていこうという原動力につながるきっかけ・新たな気づきの機会となっていることであり、参考にされたい。

主な参考事例)

■ 山形県（事例5）

児相所内に「家庭支援」のプロジェクトチームを設置し、組織としての支援体制構築を目指す

■ 京都府（事例6）

「寄り添い支援チーム」がハブ役を担うことで、当事者や委託先との調整をスムーズに

■ 埼玉県さいたま市（事例7）

サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入し、支援を展開

■ 福岡県福岡市（事例8）

実態調査から支援の方向性を明確にし、措置を適切に活用するための様々な取組を展開

■ 大阪府堺市（事例9）

外部との連携と内部プログラムの活用で多様な支援を実施

■ 福岡県（再掲）

定期的なスクリーニングの「仕組み」と、児童相談所の組織として支援する体制を構築

第6章 民間団体との協働による親子関係再構築支援の充実

1. 民間団体との協働による支援体制のメリット

こどもや親への支援においては、児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親もいるため、児童相談所以外の人や機関が親のサポートを行える体制づくりは重要である。また、児童相談所が行うアセスメントや支援においても、第三者が関わることで児童相談所だけでは気づきにくい視点を踏まえることができるようになったり、保護者支援プログラムの実施団体等との協働により、児童相談所だけでは難しい専門性を活かした支援ができるようになるなど、こどもや親にとってよりよい支援の選択肢を増やしたり、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげるための、児童相談所と民間団体との協働が求められる。

なお、民間団体と協働することで児童相談所としてのノウハウ蓄積、児童相談所職員のスキルアップの効果も期待でき、児童相談所としてのメリットも大きい。

2. 民間団体との協働における留意事項

民間団体による支援を選択する場合、事前のアセスメントを丁寧に行った上で必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価した上でその後の対応をとる、など、児童相談所としてのかかわりを持つことを前提とし、任せきりにしないこと、協働による支援であるという意識を持つことが必要である。

民間団体との協働実績がない児童相談所においては、外部機関が支援に関わることへの不安が大きいと推察されるが、試行実施や共同研究から始めてみるなど、まずは一緒に実践してみることも大切であり、そのうえで協働が難しい団体であると思われる場合には、見直す判断をすることも必要である。

また、民間団体が実施する保護者支援プログラムの活用を想定する場合、必要に応じ受講費等の予算確保が必要となる。予算確保のためにはその効果の把握も必要となるが、児童相談所として保護者支援プログラムの活用は何を期待するのかを明確にして団体を選定する、その効果を可視化するための指標を設定する等の工夫をしている自治体・児童相談所もあり、参考にされたい。

なお、民間団体との協働の方法は委託契約に限らず、謝礼金を支払うという方法を採用している自治体もある等、協働先の選定や協働の内容、金額等に応じた方法が考えられる。

主な参考事例)

■大阪府堺市（再掲）

外部との連携と内部プログラムの活用で多様な支援を実施

■奈良県奈良市（再掲）

ラップアラウンドの mindset をもとに、地域の支援を活かした当事者主体の支援を実施

■愛知県名古屋市（事例 11）

事業の目的を明確にして対象者を設定し、支援効果を「見える化」

第7章 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の実施

1. 市区町村における親子関係再構築支援の必要性

親子関係再構築に向けた支援においては、親自身・子ども自身の課題やニーズに対する支援や、生活基盤を整えるための支援も重要な要素となる。そのためには、親子の課題やニーズを踏まえた、サービスの利用や関係機関のかかわりが必要であり、その資源を多く持っている市区町村が地域とともに親子関係再構築支援の意義を理解し、支援を実践していく力が不可欠である。

特に、在宅支援ケースの場合、市区町村は家族に寄り添いつつも課題やニーズの変化に敏感であることが求められる。また、里親・ファミリーホーム・施設からの家庭復帰ケースでは、いったん地域から離れた子どもが地域に戻ることに、また委託や入所前と異なるリスクも想定されることを踏まえた支援や見守りを実践していく力が需要であり、多くの制度や資源の調整役である市区町村が担う役割は大きく、かつ当事者である親子の意見を聞きながら支援を組み立てることが重要である。

2. 市区町村に求められる支援体制と児童相談所との連携・協働による支援

児童相談所と市区町村との協働により親子関係再構築のための支援を行うには、市区町村における親子関係再構築支援の体制を整える必要があり、市区町村における相談支援機関（こども家庭センター等）との連携が重要である。

具体的には、市区町村が提供する家庭支援事業⁶等を始めとした家庭環境・養育環境を支える支援の提供を通して、切れ目のない親子関係再構築支援が行われるよう、児童相談所は親子の課題やニーズについて市区町村（こども家庭センター等）や家族に適切に情報提供し、市区町村の支援計画（サポートプラン）策定に反映させていくことが重要である。

また、児童福祉法の改正に伴い、家庭支援事業については、基本的に利用者からの申請を契機として提供が開始されるものとしつつも、市区町村が必要と判断した場合には、利用勧奨・措置によりプッシュ型で支援を提供できることとなったため、生活能力が不安定な保護者や社会から孤立した保護者等、申請すること自体のハードルが高い家庭や、支援が必要にも関わらず、保護者の疾病・入院等により申請が困難な家庭をなるべくエンゲージさせるような取組を行い、支援が途切れることのないよう、児童相談所においては、市区町村とともに支援方針を検討する必要がある。

加えて、生活基盤を整えるためのサービスに円滑につながるようにするためには、市区町村内の児

⁶ 子育て短期支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を指す。

童福祉主管課以外の部署との連携も必要であり、都道府県等には、市区町村での支援体制の構築に向けたサポートが求められる。

3. 都道府県単位での親子関係再構築の支援体制のあり方と、市区町村への支援の充実

親子関係再構築の支援において、市区町村での支援体制の強化が必要ではあるものの、市区町村単位での体制構築や職員の育成には限界があると推察されることから、都道府県全体として、親子関係再構築をどのような役割分担、連携体制で行っていくのかを検討し、その実現に向けて市区町村をバックアップしていくことが重要であり、都道府県等にはその役割が求められている。

また、子どもと親とが安心して地域で生活できるためには、親子にかかわる多様な機関や、地域の理解も重要となる。このため、都道府県等は、社会的養育推進計画において親子関係再構築の重要性を関係機関に向けて広く啓発する等の具体的な取組を記載するとともに、親子関係再構築支援の方針を市区町村と共有した上で、当該方針の実現に向けて市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮する必要がある。

主な参考事例)

■茨城県（事例 12）

県内全市町村でのペアトレ開催により、県全体としての支援体制を充実

■北海道石狩市（事例 13）

市職員が作成した子育て講座を実施し、それを通じて得たノウハウを個別の支援にも展開

■兵庫県加東市（事例 14）

周辺市町からも参加者を募集し、市が実施するプログラムを広域で提供

第8章 里親・ファミリーホーム・施設等との協働による支援

1. 里親・ファミリーホーム・施設との連携強化

分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援においては、こどもが暮らす里親・ファミリーホーム・施設との協働が必要である。こどもの状況や、親の面会等に関する状況、親との外出や外泊前後のこどもの状態等について、里親・ファミリーホーム・施設からもしっかりと情報収集等を行うとともに、援助指針等の策定を含めて、里親・ファミリーホーム・施設と協働しながら親子関係の再構築に向けた支援を実施する仕組みづくりが重要である。

また、里親・ファミリーホーム職員・施設職員においても、面会や外出・外泊前後に、生活場面等を通じてこどもの親への思いを確認するなど、生活の中で親子関係の再構築を視野に入れた関わりを持つことが重要である。この際、里親・ファミリーホーム・施設ごとに、こども又はその親と、里親・養育者・施設職員の関係性はそれぞれ異なることから、こどもの養育環境や状況に応じた対応が求められる。

こどもと親、そして児童相談所、里親・ファミリーホーム・施設、その他関係者間で目標を共有し、役割分担しながら、適宜状況を共有しつつ支援を進めていく必要がある。例えば、里親家庭のこどもの親子関係の再構築については、里親支援センターと連携を図りつつ、支援していくことが考えられる。

2. それぞれのこどもにとってのパーマネンシー保障

こどもと家族の意向や状況を踏まえ、安全かつ健全にこどもを養育できるよう家庭復帰に向けた支援を最大限行ってもそれが困難な場合には、親族・知人による養育や、特別養子縁組等によるパーマネンシー保障も検討する。その際、それぞれのこどもにとってのパーマネンシー、つながりを十分に考慮し、それぞれのこどもにとっての最善の利益の実現を目的として行うよう留意する。

また、こうした調整を円滑に行えるよう、養子縁組を行う場合に必要な手続の確認や、養子縁組あっせん事業者や里親支援センター等の里親支援機関との連携等の体制づくりに努めることも求められる。

主な参考事例)

■長野県（再掲）

虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点でアセスメントして自立支援計画策定

■福岡県福岡市（再掲）

実態調査から支援の方向性を明確にし、措置を適切に活用するための様々な取組を展開

別添

「保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究」

取組事例集

目次

事例 1 .	高知県のいの町	1
	当事者や関係機関が参加する「家族応援会議」により、親子を中心とした支援体制が充実	
事例 2 .	長野県伊那市	3
	親と子ども、その関係機関が参加するケース支援会議により、個々の家族にあった支援を実施	
事例 3 .	長野県	5
	虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点でアセスメントして自立支援計画策定	
事例 4 .	福岡県	9
	定期的なスクリーニングの「仕組み」と、児童相談所の組織として支援する体制を構築	
事例 5 .	山形県	11
	児相所内に「家庭支援」のプロジェクトチームを設置し、組織としての支援体制構築を目指す	
事例 6 .	京都府	13
	「寄り添い支援チーム」がハブ役を担うことで、当事者や委託先との調整をスムーズに	
事例 7 .	埼玉県さいたま市	15
	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入し、支援を展開	
事例 8 .	福岡県福岡市	17
	実態調査から支援の方向性を明確にし、措置を適切に活用するための様々な取組みを展開	
事例 9 .	大阪府堺市	19
	外部との連携と内部プログラムの活用で多様な支援を実施	
事例 1 0 .	奈良県奈良市	21
	ラップアラウンドの mindset をもとに、地域のチカラを活かした当事者主体の支援を実施	
事例 1 1 .	愛知県名古屋市	23
	事業の目的を明確にして対象者を設定し、支援効果を「見える化」	
事例 1 2 .	茨城県	25
	県内全市町村でのペアトレ開催により、県全体としての支援体制を充実	
事例 1 3 .	北海道石狩市	27
	市職員が作成した子育て講座を実施し、それを通じて得たノウハウを個別の支援にも展開	
事例 1 4 .	兵庫県加東市	29
	周辺市町からも参加者を募集し、市が実施するプログラムを広域で提供	

各事例とガイドライン各章との対応表

自治体名	当事者主体の支援 (第3章)	親子関係再構築の アセスメント の実施 (第4章)	親子関係再構築支援に 関する 組織体制 (第5章)	民間団体 との協働 (第6章)	市区町村に おける 体制強化 (第7章)	施設・里親 との協働 (第8章)
事例1. 高知県いの町	●				●	
事例2. 長野県伊那市	●				●	
事例3. 長野県		●			●	●
事例4. 福岡県		●	●		●	
事例5. 山形県		●	●			
事例6. 京都府			●	●	●	
事例7. 埼玉県さいたま市	●	●	●			
事例8. 福岡県福岡市	●	●	●	●	●	●
事例9. 大阪府堺市		●	●	●		
事例10. 奈良県奈良市	●			●		
事例11. 愛知県名古屋市		●		●		
事例12. 茨城県					●	
事例13. 北海道石狩市					●	
事例14. 兵庫県加東市					●	

事例 1. 高知県の町

高知県の町 教育委員会事務局 Tel : 088-893-1922

当事者や関係機関が参加する「家族応援会議」により、親子を中心とした支援体制が充実

<Point>

- 当事者と関係機関が参加する「家族応援会議」を開催し、目指す方向性の共通認識をもって課題解決のために一緒に考える場を持っている
- 当事者の希望に応じて、参加者を調整しており、親族が参加する場合もあり
- 関係機関も当事者の声を直接聞けることで、積極的なかわりに

■ 家族応援会議について

- ・ 当事者と関係機関が集まる「家族応援会議」（サインズ・オブ・セーフティのソーシャルワークの手法）を実施し、両者が目指す方向性をすり合わせ、心配事や家庭の課題を共有。当事者を応援する姿勢で困りごとを傾聴している
- ・ 施設入所の場合の家庭復帰、虐待、親子の衝突、不登校や自殺企図というようなケースで実施。子ども家庭総合支援拠点と要対協の調整機関を担っているので、虐待ケースに加え、虐待までは行かなくてもこのままでは心配な状況といったケースも対象
- ・ 当事者の意向や状況にもよるが、基本的には当事者参加の機会を作っている
- ・ 家族応援会議は、安心安全な家庭環境を作りたいという目的・意識で行っているため、当事者の「応援団」を増やし、地域で少しでも多くの支援者が当事者をサポートできる体制を作れるよう、関係機関のほか、祖父母など、家族が信頼できる人たちにも参加してもらうことがある。児童相談所主催で家族応援会議を実施した際には当事者の希望で知人（父親の職場の人）が参加したこともあり、町主催の会議でも希望があれば参加してもらいたいと考えている。
- ・ また、保護者や関係機関が参加しやすい場所（学校・園など）で開催し、意見を言いやすいように、信頼関係ができていない人が近くにいるように配慮している
- ・ 家族応援会議では、当事者が話してくれた想いや意見をホワイトボードに書いて視覚化しながら整理し、共有していく
- ・ 家族応援会議とは別に、関係機関のみのケース会議も別途開催し、支援策を検討している

■ 事業実施による効果と展開

- ・ ケースワークにおいて、当事者と支援者側の目指すところが違うことがあるが、「家族応援会議」で当事者と支援者の心配・安心・希望などを共有することで、認識のずれをなくして、同じ方向を目指すことができる
- ・ 当事者と関係機関が直接顔を合わせることで、応援してくれる人がこれだけいるということを伝えられる。今後地域で生活していくにあたり、支援者や信頼できる人と一緒に考えたり、受け止めてもらえたりすることが親子の安心につながる
- ・ 家族応援会議に親子で参加してもらうことにより、子ども自身の「今後こうしよう」「こうしたい」といった思いを引き出せることもある

- ・ 多くの関係機関が集まることで、色々な視点から解決策・支援策が見えてくる。例えば、子どもが中々学校に行きたがらないなどの場合は学校の先生が良い改善策を見出してくれて、町としても助かっている。家族応援会議に参加することで、支援者側の支援力も高まる
- ・ 虐待告知も大事だが、心配な面ばかりに焦点を当てるのではなく、家庭として上手くいっている部分をより強化していくと、安心・安全な家庭環境に向かっていきやすい
- ・ 当事者自身に改善していく力があるため、ケースの課題解決にあたり、当事者と一緒に伴走して解決を目指していく手法はとても役に立つ。当事者と一緒に安心安全な家を目指す方が支援者も楽しく、モチベーションが生まれ、町・支援者としても楽になる
- ・ すべてのケースでうまく行くわけではないが、なるべく粘り強く、一緒にやってみようという姿勢で当事者と向き合っている

■ 取組みの経緯

- ・ 施設入所の障害のある子どもの家庭引き取りができるかについて、児童相談所主催の「家族応援会議」で、当事者参加型で話し合ったことがきっかけ。家庭復帰後も町が家族応援会議を引き継ぎ、学校、保健師、療育福祉センターにも参加してもらい、家族が安心安全の生活が出来ているかについて確認する会議を、年3回程度、要対協ケースから外れるまで実施した。
- ・ 町主催で行った家庭復帰後の家族応援会議でも「やってよかった」と実感できたことが大きい。1度やってみることが重要である
- ・ その後、県主催での家族応援会議等に関する研修が開催された。また、令和4年度は児童相談所向けのサインズ・オブ・セーフティの研修に、市町村も参加させてもらい、市町村にとってはとてもよい機会になっている

事例 2. 長野県伊那市

長野県伊那市 教育委員会学校教育課子ども相談係

Tel : 0265-72-0999

親と子ども、その関係機関が参加するケース支援会議により、個々の家族にあった支援を実施

<Point>

- 子どもと家族を取り巻く関係機関が参加するケース支援会議を開催
- ケース支援会議に、親や子どもも参加することで、関係機関が当事者の思い・意見を傾聴でき、子どもの健やかな成長へ向けてより当事者のニーズに沿った支援策を意識するように
- 当事者にとって、ケース支援会議が自分たちを支えてくれる多くの人がいることを実感できる、親と子どもの関係性改善につながる場に

■ ケース支援会議について

- ・ 本市では年間 300 回程度のケース支援会議を実施。対象の子どもが一時保護、施設入所、里親委託中の場合には児童相談所が主催。それ以外のケースは市の主催で開催
- ・ 市主催のケース支援会議は、主に要対協のケースが対象だが、それ以外にも相談があり、開催が必要だと判断した場合にもケース支援会議を開催（例：不登校や虐待のリスクがあり子どもが通う小中学校だけでは対応が難しく関係機関等での連携が必要と考えられる場合に、子どもの所属機関からの要望で開催。また、施設入所中の子どもは在宅復帰の 1 年程前から、在宅生活を支えるための支援体制を整えることを目的にケース支援会議を開催）
- ・ ケース支援会議の 1 つの目的は、子どもや家族を取り巻く機関はたくさんあるが、各機関がバラバラに動いても解決しないため、家族のニーズや育ちの課題、目標を支援機関が共有したうえで役割分担をして取り組んでいけるようにすることであり、子どもの所属機関、医療機関、市の関係課、障害関係の事業者のほか、内容によって警察、保健福祉事務所、民生委員・児童委員、里親などにも参加してもらうこともある
- ・ 2 つ目の目的が、当事者である親や子どもにも参加してもらい、当事者の意見を支援方針に反映すること。ケースによっては親族が参加し、思いや意見を話してもらうこともある
- ・ 当事者が参加する前に、短時間で関係者のみの話し合いを実施する場合も多い。当日の会議目標や、当事者が安心して参加できるための役割分担や注意点などを事前に話し合う
- ・ 当事者が参加するケース支援会議では、保護者を応援し、自己肯定感を高められるよう働きかけ、保護者自身の力を引き出すようにすること、保護者を責めたり批判したりせず、共感して努力を労い、当事者が支援者となることができてよかったと感じられる話し合いを積み重ねる
- ・ 親の承諾を得たうえで、ケース支援会議に子どもが参加することもある。その場合は事前に会議が「子どもの意見を聞き、守るための場である」ことを説明し、理解を得ている。実際に参加する子どもは少ないが、小中高生になると参加する子どももいる
- ・ 当事者の参加は、参加してほしい理由を伝え参加していただけるよう促すが、強制的なものではなく、あくまで本人の意思や状況に応じてのものであり、参加が難しい場合は、事前に個別の面談等の機会を設けて意見や想いを聞いている
- ・ 令和 3 年度は市で進行管理しているケース 142 件のうち、ケース支援会議をしているのは 107 件 232

回、またそのケースの中で当事者参加は、親の参加が 79 件、子どもの参加が 20 件。当事者参加のケース支援会議の割合は年々増加している

■ 事業実施による効果と展開

- ・ ケース支援会議の場で多くの方が自分の悩みを聞いてくれて、寄り添ってもらえる、関わってもらえるとわかることで心境が変化し、養育に良い影響がでる保護者もいる
- ・ 当事者がケース支援会議に参加することにより、関係機関間でニーズを把握・共有しやすく、それに応じた支援を提供することができる
- ・ 市の職員がまず当事者に長く寄り添って傾聴したり肯定したりして関係性を作り、何でも話せる拠り所となるよう心掛けている。市の対応を見て良い刺激を受けて、他の関係機関も協力してくれることが増え、連携して役割以上の働きをしてくれるところが増えた。顔の見える関係になり、支援者間のネットワークも強固になっている
- ・ 子どもが参加できず親のみ参加する場合は、保護者の許可を得て子どもと面談し、子どもの意見を子どもの許可を得て反映させるようにしている。うまくいったことがあれば、「子どもや保護者が一生懸命取り組んできた努力のおかげ」と伝えて当事者のエンパワメントを図っている
- ・ 当事者参加がうまく行かないケースもある。会議の場で怒鳴って帰ってしまったり、しばらく参加しませんという人もいるが、それでも当事者と関係が切れないように心がけて時期を見計らって参加いただけるように働きかけている。
- ・ 当事者が会議に参加せず、想いを聞かずに支援の方向性が決まってしまうと、その後のずれが生じ、当事者自らが課題と向き合い、主体的に解決に向かうことが困難になるので、当事者にとってよい方向に進めていけるようにするためには、当事者の参加は必要であると思う

■ 取組みの経緯

- ・ ケース支援会議を積み重ねたことで、庁内や関係者で「当事者抜きに意味のある話し合いはできない」という認識を持つようになり、ニーズを理解したり、子どもの問題を認識し行動に繋げてもらうために参加できそうな方には自然と当事者に参加してもらうようになった
- ・ 開始当初、当事者がケース支援会議に参加することについて、支援機関からは「意味があるのか」「当事者がいると話せないこともある」といった抵抗があったが、事例を積み重ねている中で、各機関が効果を実感するようになってきている

事例3. 長野県

長野県 県民文化部子ども若者局こども・家庭児童相談・養育支援室 Tel:026-235-7099

虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点でアセスメントして自立支援計画策定

<Point>

- 虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点で現状をアセスメントし、自立支援計画を策定
- 自立支援計画では現在の課題と具体的な支援内容、それら支援の役割分担を明らかに
- その後も定期的な同じアセスメントシートで評価し自立支援計画を見直すことにより、支援の結果と次に行う支援を明確化
- 一時保護解除時も同じアセスメントを組み込むことで、在宅におけるリスクに対する支援策を明らかにしケースワークの一環として取り組める体制を確保

■ 家族関係支援プログラムについて

- ・ 子どもと保護者の認識や精神状態、関係機関とのかかわり状況、親子の関係性など分離中の状態等をアセスメントし、親子関係再構築支援の経過を確認していく枠組み
- ・ 家族関係支援については、県内ほとんどの施設が加盟している児童福祉施設連盟、ながの子どもを虐待から守る会（民間団体）、県主管課、県内すべての児童相談所の代表者が参加し、毎年数回課題や取り組むべき事項の検討を行い、実施について合意している
- ・ 親子関係に関するアセスメント項目を、A3用紙1枚のアセスメントシートにして各項目4段階で評価し、レベル4（最高レベル）にあげていくことを目標に支援
- ・ 施設入所や里親委託を行う際は全措置児童を対象に、児相が自立支援計画の作成時に本アセスメントシートによりアセスメントを行い、その結果を自立支援計画に反映している
- ・ 施設とファミリーホーム措置で、虐待のような親子関係の調整を要する子どもについては、措置後も児童相談所が主体となって親子関係再構築のためのアセスメントを実施する
- ・ 再アセスメントは自立支援計画の見直しにあわせて定期的に実施（年2回程度）
- ・ アセスメントは必ず児相、施設とも複数人で行い、親子の面会交流や家庭復帰についての可否判断を行うとともに、4段階で評価をつけるだけでなく、面会交流開始や家庭復帰の際には、子どもの安全をどう確保するかについて記載する欄を設け、適切な判断を行うための工夫をしている。そのため職員の経験による判断や支援の差が出にくい
- ・ 自立支援計画の子どもの短期的課題と目標の一つには「家族について」を入れており、家族や入所理由について認識がない子どもには認識を持たせていくこと、関係に不安を抱えている場合はその解消など、子どもの状態に応じた支援を必ず設定している

■ 事業実施による効果と展開

- ・ 虐待のような親子関係調整の必要性のある全児童に対して、親子関係再構築の視点でアセスメントし自立支援計画を策定することにより、子どもや家族、地域の何に対して、誰が何を行うかが明確になる
- ・ 児相と施設が同じ計画をもとに地域への働きかけを行うことで、市町村（要対協）においても同計画に基づいた地域養育支援体制づくりができる
- ・ 必要に応じて市町村（要対協）等の関係機関とも共有することで、課題や方向性（家庭復帰か否か等）など共通認識に基づく支援が可能に
- ・ 支援途中における定期的な見直しにおいても、同アセスメントシートで評価することにより、支援の効果等がわかりやすい
- ・ 一時保護中の子どもについても、解除時には同アセスメントシートを用いて、在宅におけるリスクに対する支援策を明らかにし、ケースワークの一環として取り組める体制を確保
- ・ 虐待以外の措置児童についても、同プログラムの研修を受けた施設職員が同アセスメントを利用することで、一定レベルの自立支援計画策定が見込める
- ・ 現在、自立支援にあたってのこどもの意見聴取とその反映の方法を検討中

■ 取組みの経緯

- ・ 施設退所児童の虐待死等の課題があり、弁護士等を中心とする民間団体「ながの子どもを虐待から守る会」から、家庭復帰の判断を適切に行うための方法の見直しについて提言があり、翌年（平成 18 年）県に「親支援プログラム作成委員会」を設置し、親支援プログラムを作成（ここでいうプログラムとは、各種生活課題の解決や養育環境調整等を図るソーシャルワークを基本とし、親や子どもへの心理的支援、親への治療的教育支援なども含む、一定の計画に基づいて継続的に行われる取組みの枠組みと流れを指す）
- ・ 「親支援プログラム作成委員会」は、県内の 5 児童相談所、長野県児童福祉施設連盟、提言を行った民間団体、県主管課で構成
- ・ 当該委員会は、親支援プログラム作成後もアセスメントの検証を行う委員会として活動を継続し、親支援に限定せず自立支援計画等の検討も取り扱うものとの考えから名称を変更し、現在は「家族関係支援プログラム等検討委員会」として年度毎にテーマを決めて年 4 回の検討会を開催している（R 3 年度：ファミリーホーム、R 4 年度：子どもとの自立支援計画等の共有方法等）

参考：家族交流開始及び家庭復帰を判断するためのアセスメント項目（抜粋）

【子ども】

項目	状態			
	常に専門的支援が必要	随時、専門的な支援が必要	モニタリングなどは必要	特に問題はない
家庭・家族への思い/信頼感	家族面会、手紙・電話による交流も拒否	家族への意思表示が曖昧か、家族の前で緊張する	家族交流を望み、外出、外泊で問題がない	家族と自然に生活がおくれている
	【視点】・家族交流や家庭復帰を望む ・試験帰省に慣れ、家庭復帰を望む ・家族交流後・試験的外泊後も安定			
養育者への愛着【乳幼児】	愛着に重大な問題がある	愛着に問題がある	愛着にやや問題がある	愛着上の問題を心配せず対応できる
	【視点】・家族交流等の場面で観察する ・児童自身の育てやすさ、育てにくさ ・児童と養育者等の相互関係性			
リスク回避/モニタリング	助けを求めることが困難。所属がない	助けを求めることが困難。所属が不定期利用	助けを求めることは不十分でも日常的な所属でのモニタリング可能	児童自ら助けを求められ、日常的な所属でのモニタリングあり
	【視点】・児童自身のリスク回避力 ・支援者との関係 ・児童のコミュニケーション力 ・所属でのモニタリング状況			

【保護者・家族】

項目	状態			
	虐待解決の方向性がみられない	保護状況下の交流は可能	試験外泊～条件次第で家庭復帰可能	家庭復帰が可能である
虐待認識/解決努力	虐待を否認、もしくは認識していない	虐待を認めても、解決行動がない	虐待を認め、少しの助言で問題解決可能	適切な対応方法を自ら考えて実施できる
	【視点】・虐待、不適切な養育を認める ・解決意欲と行動があり、一定の成果がある ・助言を聞き入れる姿勢がある ・保護者間での認識の相違がない			
心理・精神的安定性/対人関係	日常生活もままならない	日常生活が非常に制限され、対人関係不良	日常生活や対人関係がやや制限される	日常生活面や対人関係で問題はない
	【視点】・精神的な健康度、情緒的な安定度 ・抑うつ気分や疲労感 ・精神疾患等の治療状況 ・育児等のストレスの有無 ・依存問題の有無と治療状況			
攻撃性（言動）/衝動性	攻撃性抑制が困難、虐待可能性が高い	ストレス状況で虐待する可能性が高い	日常的に安定し、ある程度抑制できる	十分に安定し、自ら解決可能
	【視点】・怒りや衝動等を自覚しているか ・衝動的行動を緩和する適切な手段の有無 ・ストレス下での攻撃性なし ・ストレス因を特定し対応できる			
養育意思と態度	養育意思なし、子育てに無関心	養育意思は示すが、態度が曖昧、自信欠如	明確な養育意思と行動努力がある	主体的養育姿勢と、困れば自ら相談できる
	【視点】・家庭引取希望と保護者間の意思一致 ・他人任せか、自助努力ありか ・養育に向けた準備の状況 ・児童を含めた生活設計			
養育スキル（安全/衛生/健康/	衣食の世話、安全・衛生管理ができない	衣食の世話はできるが常に援助・確認が必要	少しの援助や助言でまかせられる	十分な衣食の提供、安全・衛生の管理ができる

日課)	【視点】・基本的な衣食の提供 ・安全・衛生・健康面への配慮 ・予防接種、通院、服薬管理ができるか ・乳児等の授乳、夜泣き対応 ・年齢に応じた適切なしつけができるか			
生活・経済 基盤/住環境	深刻な問題があり 児童を受け入れら れない	短時間なら児童の 受け入れは可能	家庭生活に問題は ないが、確認は必 要	経済・住環境に問 題ない
	【視点】・経済的に児童を養育できるか ・借金ギャンブル問題がないか ・住環境が適切か、清潔に保たれているか ・進学・就労への経済支援が可能性か			
親子関係 性【乳幼児 以外】	親子ともに交流の 糸口がない	第三者がいれば交 流が可能	家庭への外泊も含 めた交流後も安定	親子が自然に安 心・安定して過ごせ る
	【視点】・児童への適切な働きかけ ・児童の表情や態度から気持ちを察する ・親子の適切な距離感（過干渉、無関心でない） ・児童にとって居心地良い環境を提供 ・きょうだい間の待遇の違いがないか			
親子関係 性【乳幼 児】	情緒的反応に対 応できない、無視・ 拒絶	行動に戸惑い、常 に助言や支援が必 要	良好な親子相互の 反応があるが支援 継続は必要	良好な親子相互の 交流が認められる
	【視点】・親子相互に良好な関わりがあるか ・保護者が児童の表情や行動の変化に気づけるか ・交流後の子の様子に問題がないか			
児童の特 性理解/支 援	特性に無頓着、否 定的、能力の過大 評価	一定の理解はある が、適切に対応で きない	特性を理解し、少 しの助言で対応で きる	特性を十分理解 し、適切な支援が 可能
	【視点】・特製の理解（性格、障がい、LGBT等） ・教育や生活自立への関心 ・特性を理解した上での適切な自立支援			
保護者間 の意思疎 通と協力 態勢	相互の意思疎通が ないか、非常に乏し い	意思疎通はある が、合意できにくい	意思疎通があり、あ る程度合意が可能	意思疎通が十分か つ、役割分担が出 来ている
	【視点】・保護者（養育者）間で共通理解に基づく合意がある ・合意を得るための相互の話し合い努力 ・主張の対等性、非依存関係 ・協力・協働体制と役割分担			
家族の資 源（親戚/ 友人/知人 /近隣）	家族、親戚がいな いか、関係がとれな い	連絡はとれるが直 接的支援は望めな い	関係調整等で、支 援が受けられる	直接的な支援を自 ら希望して受けられ る
	【視点】・困ったときに相談できる相手はいるか ・身近で支援してくれる相手はいるか ・地域で孤立、対立関係はないか			
関係機関 受入れ(児 童の所属/ 市町村/医 療/児相 等)	関係機関の支援を 拒否	関係機関の支援を 受け入れるが関わり に課題がある	関係機関の支援を 受け入れる	関係機関との関係 が良好、積極的に 利用する
	【視点】・所属のモニター機能 ・困り感があり、解決を求めている ・公的機関やサービス等の支援受け入れ ・関係機関との相談関係 ・コーディネートする機関の有無			

事例 4. 福岡県

福岡県 福祉労働部こども福祉課

Tel:092-643-3256

定期的なスクリーニングの「仕組み」と、児童相談所の組織として支援する体制を構築

<Point>

- 施設入所と里親委託中の全児童を対象に、年 1 回スクリーニングを実施
- きずな担当の職員や県全体での SV 配置など、組織として親子関係再構築支援を行う体制を構築
- 当事者である親や子どもに説明し、親の了承のもと支援を開始
- 家庭復帰に限定しない、親子関係再構築を必要とするケースも支援対象としている

■ 「親子のきずな再生事業」について

- ・ 親子関係の再構築を目的として、個々の家庭の課題や環境に合わせて支援計画を作成し、計画に基づき、子どもや保護者への支援・指導を行う事業。
- ・ 各児童相談所に児童福祉司と児童心理司各 1 名を「きずな担当」として配置。また、外部の専門家によるスーパーバイザーを配置し、毎月 SV を受ける体制を構築。年数回、「きずな担当」による勉強会も開催し、担当者間の情報共有を図っている。
- ・ 対象ケースは、①施設・里親等に措置中で、家庭復帰を目指すケース、②施設・里親等に措置中で、親子関係が希薄・交流が乏しいケース、③在宅だが、親子関係が不調で専門的な調整が必要なケース、④保護者が“不在”の児童を支える家族支援。
- ・ 年度末に、施設入所や里親委託をしている児童の担当福祉司にスクリーニングを依頼。それをもとに児童相談所内で協議を行い、次年度の対象ケースを決定する。その後、施設・里親等の意見を聞き取り、親や子どものニーズを確認し、事業実施の了承が得られた場合に支援を開始する。
- ・ 丁寧な支援を行うため、各児童相談所の体制に応じて対象ケース数を調整している。必要に応じて年度途中でケースを追加することもある。
- ・ 支援内容は、親子関係構築・改善のための支援の他、生活面や精神面の安定を図るための支援など多岐にわたり、各ケースにとって効果的な支援を検討し、実施している。また、必要に応じて、家族応援会議やペアレントトレーニングなど、各種プログラムを活用している。
- ・ 家庭復帰ケースに対しては、復帰が現実的になれば、地域の関係者との協議、地域のサポート体制の構築、市町村支援への移行等を行っている。また、復帰後も半年程度きずな担当が関わり、アフターフォローを行っている。

■ 事業実施による効果と展開

- ・ 施設入所と里親委託を行っている全児童を対象に、年 1 回のスクリーニングを定期的に行うことで、必要な支援を適切なタイミングで行えるようになった。
- ・ また、事業の対象とするケースをスクリーニングにより定期的を確認・検討することで、親子関係再構築に取

り組む支援対象や目標が明確になり、かつ所内で共有されることで、所としての親子関係再構築支援に対する意識や動き方が一体的に取り組めている。

- ・ 親子のきずな再生事業として「事業化」したことで、組織として取組が明確となり、必要なプログラムを丁寧に行うことができるようになった。
- ・ 対象ケース数の増減はあるが、平成 30 年度に比べて令和 2 年度では効果があがっており、難しいケースへの対応や家庭復帰後の支援等に密に取り組めるようになってきている。

<参考：令和 2 年度の事業成果>

- 令和 2 年度は 6 児相全体で 119 ケースを対象とし、支援により家庭復帰したのは 15 ケース（12.6%）、親子関係や生活の改善が見られたのは 76 ケース（63.9%）で、全体の約 8 割に良い変化が見られた
- 保護者・児童面接などの直接支援のうち、面接や各種手続き支援などの保護者支援が 1,406 回（62.2%）で、全体（2,262 回）の約 6 割を占めている
- 面接やライフストーリーワーク等の児童支援は 594 回（26.3%）、親子交流プログラム等の親子支援は 177 回（7.8%）で、プログラムなどを活用しながら子どもにも積極的に働きかけている
- 間接支援のうち、施設職員とのカンファレンスやアセスメントは 1,089 回（50.3%）で、施設と緊密に連携を図ることができている。また、地域の学校・市町や医療機関等とのカンファレンスは 652 回（30.1%）で地域の関係機関との連携や家庭復帰に向けたサポート体制の構築も行っている

■ 取組みの経緯

- ・ 平成 20 年度から福岡児童相談所において、専任スタッフ（児童福祉司、児童心理司）による、家庭復帰や親子の関係改善を目的とした「家族再統合支援事業」を開始、3 年間モデル事業として実施
- ・ 平成 23 年度より県内 3 児童相談所にて「親子のきずな再生事業」を開始、平成 27 年度より県内の全 6 児相において、施設からの家庭復帰と親子関係や生活の改善を目標とした支援を行っている

参考：福岡県児童相談業務概要（令和 2 年度版）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryō/r03-jidousoudansho-gyoumgaiyou.html>

事例 5. 山形県

山形県 中央児童相談所

Tel : 023-627-1195

児相所内に「家庭支援」のプロジェクトチームを設置し、組織としての支援体制構築を目指す

<Point>

- 所内に「家庭支援」「施設支援」「里親支援」「市町村支援」の4つのプロジェクトチームを設置し、児童福祉司・児童心理司全員がいずれかのチームに所属することで、組織として機能強化を推進
- 家庭支援の専門 PT の設置により、親子関係再構築支援を後回ししない意識に変化
- PT がケース以外の仕事・コミュニケーションの場や相談先になることで、一人で抱え込まず、課題に対して組織的に、前向きに考えていけるきっかけに

■ 家庭支援のプロジェクトチームについて

- ・ 親子関係再構築支援を、職員個人のスキルに委ねるのではなく、組織としての支援体制を整えていくことを目的としたプロジェクトチーム（PT）を設置。
- ・ PT は児童福祉司 3 名、児童心理司 2 名と統括者で構成しており、活動は月 1 回。
- ・ 家庭支援について自分たちが感じている課題、前年度からの継続検討事項等を踏まえて、年度当初に活動内容に関する年間計画を作成。
- ・ PT では、親子関係再構築に関するアセスメントや会議にかけるタイミング、様式、家族との話し合いの進め方、支援におけるポイント等の手順や視点等について整理。児童相談所としての考え方を統一しながら、支援方法の選択肢や選ぶ際の視点をとりまとめ、各ケースに応じた適切な方法を選択できるようにしたいと考えている。
- ・ また、所内での研修に加え、保護者支援・カウンセリング事業を活用し、外部講師を招いて職員の家庭支援に関するスキルアップ研修も実施。
- ・ 家庭支援 PT の他、「施設支援」「里親支援」「市町村支援」の PT もあり、全児童福祉司・児童心理司がいずれかの PT に参加。

■ PT 設置の効果と展開

- ・ PT を設置したことで、「家族への支援を後回しにせずに取り組む」という意識が変わった。
- ・ 親子関係再構築に関する支援の必要性や、課題があがったときの所内での相談先が明確になり、担当だけで抱え込むのではなく、組織全体として相談しやすい雰囲気が出た。
- ・ 通常業務に加えての PT の活動になるので負担が無いわけではないが、所としてどのように取り組んでいくかの検討に自分も組織の一員として参加することで、組織としての動きになっていくため、結果的に楽になっている。PT があるため一人で悩むのではなく、所全体で検討していくことができ、また前向きに考える機会にもなっているのは大きなメリット。
- ・ ケースを担当していると視野が狭くなったり、精神的にも疲れてしまうことがあるが、PT で他の職員とケース

以外の仕事をすることが気分転換にもなっている。特に若い職員にとっては率直に悩みを相談できる場になっている点も PT の効果。

■ 取組みの経緯

- ・ 平成 30 年に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が示され、職員を大幅に増やしていくことになったが、未経験者の育成に一定の期間を要する中で、新プランに示されている児童相談所の機能強化を併行してどう進めていくかという対応策の 1 つとして、令和元年度に PT を設置した。
- ・ 職員の増加に伴い、経験の浅い職員の人材育成も担いながら、増加する担当ケースの対応もしなければならぬということで、中堅以上の職員の業務量が急激に増えたことにより、これまでのように、各ケース担当者がそれぞれに家庭、施設、里親、市町村の支援も行っていくということには限界があったため、「家庭支援担当」「施設支援担当」「里親支援担当」「市町村支援担当」の 4 つの PT を立上げ、該当ケースについてこれらの PT の担当者も係る体制とし、組織としての機能強化を図った。
- ・ 立上げ時に、PT のミッションや具体的な動き方を所長等のリーダー役が丁寧にフォローし、参加者がどうしていったらよいかをイメージできるようになるところまで引っ張っていくことが重要。

事例 6. 京都府

京都府家庭支援総合センター

Tel : 075-531-9650

「寄り添い支援チーム」がハブ役を担うことで、当事者や委託先との調整をスムーズに

<Point>

- 「寄り添い支援チーム」が外部委託先との窓口になり、児童相談所との連携をスムーズに
- 「保護者支援」を切り口に市町村へのプログラム広報を行い、ケースの拾い上げへつなげる
- 「寄り添い支援チーム」への相談がケースを見直す機会となる
- プログラムと個別カウンセリングを組み合わせ、当事者のニーズに対応

■ 寄り添い支援チームについて

«寄り添い支援チームの位置づけ・構成»

- ・ 京都府家庭支援総合センターは児童虐待・DV・障害・ひきこもりなど家庭問題に関する総合的な相談機関であり、京都府の中央児童相談所としての役割も担う
- ・ 「児童虐待・DV 被害者支援チーム（通称 寄り添い支援チーム）」は京都府家庭支援総合センター内に設置されているチームで、同センター内の児童相談所とは別の組織
- ・ 寄り添い支援チームはグループ長 1 名、保健師 1 名、心理職等の会計年度任用職員 5 名から構成され、主に保健師 1 名が保護者支援を担当。ケースワークは行わず、コーディネートを中心に行う

«主な活動内容»

- ・ 児童相談所や市町村の職員が選定したケースに対し、紹介元や委託先の意見を聞き、プログラムやカウンセリングとのマッチングを行う
- ・ 外部団体に委託して実施するプログラムに同席し、記録や事務的な対応を行う。カウンセリング状況についても事後にミーティングを開催し、ケースの進行管理を行い、児童相談所等の紹介元と委託先の間に必要な情報共有を行うなど、ハブ役を担う
- ・ →現在は心理職 3 名で構成される外部団体（MY TREE ペアレンツ・プログラム京都）にプログラムやカウンセリング実施を委託
- ・ 児童相談所や市町村に新しく入った職員を対象として、各年度の事業展開や寄り添い支援チームの活動内容、プログラムやカウンセリングの対象となるケースについて説明会を開催し、児童相談所や市町村において、親子関係再構築支援の視点でアセスメントが実施され、支援を必要とするケースの拾い上げにつなげている
- ・ 紹介によりプログラムを受講したケースに関して、プログラムを通じたケースの見立て、受講前後の変化等について報告会を開催し、今後の支援について検討する
- ・ 一部プログラムについて、今年度から保育所・幼稚園を通じて当事者への直接広報を実施

■ 寄り添い支援チームの活動による効果

- ・ 寄り添い支援チームの職員が外部で実施するプログラムに同席し、カウンセリングの進行管理を行うことで、

外部団体との情報共有や支援方針のすり合わせがスムーズに

- ・ 行政機関ではあるが、児童相談所とは別組織の第 3 者の立場として接することで、児童相談所からの介入に抵抗のある保護者も支援の受け入れが進みやすくなる
- ・ 児童相談所のケース担当職員は、緊急対応など他の業務に時間が割かれるため親子関係再構築支援に集中しづらく、また、定期的な人事異動により専門性の継続が困難な状況の中、寄り添い支援チームにおける外部委託実施により、専門的かつ継続的な支援が可能に
- ・ プログラムやカウンセリングにつなげる前に、ケース担当職員と寄り添い支援チームでケースの状況確認及び必要な支援内容や方向性等について丁寧なやりとりを行っており、ケースについて改めて見直す機会となっている
- ・ 児童相談所や市町村への説明会や報告会を通して連携体制を築くとともに、保護者への寄り添い支援を切り口とした支援が広がり、プログラムやカウンセリングの対象となるケースへの理解が進み、より受講に適したケースが紹介されてくるように

■ 取組みを始めた経緯

- ・ 京都府として被虐待児・DV 被害者等に対し寄り添い型の支援が求められるようになり、平成 25 年に寄り添い支援チームが設立
- ・ 寄り添い支援チーム設立時から、児童相談所の担当ケースのみではなく、市町村の担当ケースも対象として市町村との連携体制を構築
- ・ 京都府内で課題となっていた保護者への支援に力を入れるため、外部団体への委託をスタート。外部委託先の職員は児童福祉司任用前研修等の講師としても関わりがあり、事前に課題を共有し方針のすり合わせができるなど、委託先として信頼できている

事例 7. 埼玉県さいたま市

さいたま市北部児童相談所

Tel : 048-711-3917

サイنز・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入し、支援を展開

<Point>

- 専門チームがサイنز・オブ・セーフティ・アプローチの研修やコンサルテーションを実施
- 当事者の希望を踏まえてゴールを設定し、当事者と協働して支援を行うことが習慣化
- 組織内の共通言語ができ、職員のスキルが向上することで組織全体の底上げに

■ 専門チームの設置とサイنز・オブ・セーフティ・アプローチ（以下「サイنز」）を活用した支援

«専門チームについて»

- ・ 所内に「家族支援チーム」、「性暴力対策チーム」、「ペアレンティングチーム」の3つの専門チームを設置。3～4年目以上のある程度職務経験があるケースワーカーや心理士、研修・調整業務を行う職員がメンバーとして参加。
- ・ 「家族支援チーム」では、国内のサイنز団体の講習を受講したコアメンバーをはじめ、サイنزを学んだ職員が所内研修を開催してノウハウを共有したり、OJTの一環として新人職員が支援に困っているケースにサポートとして入ることで、ケースのコンサルテーションを実施。

«サイنزの院内研修やサイنزを用いた支援について»

- ・ 職員向けの所内研修として、年度初めの新人研修（半日×3回）と、職員全体向けの継続研修（繁忙期を除いて月1回、自由参加）を開催。
- ・ 組織としてサイنزの考え方を中心にケースワークを行うことが基本になっており、通常面接の中で保護者や子どもが「どうなりたいか」という希望を聞き、児童相談所として必要だと考える支援と組み合わせる支援のゴールを設定。
- ・ 一時保護ケースについても、サイنزの考え方をういて支援の方向性を定め、保護者の同意を得た上で再発防止のためのプランを作成。
- ・ 子どもに対しては、サイنزの手法である「スリーハウス」を利用し、聞き取った意見やこれからの希望について児童記録票に記録。

■ 家族支援チームの活動とサイنزを活用した支援の効果

- ・ 家族支援チームがあることで、難しいケースについて相談しやすい環境になっている。また、SVとは異なる立場からピア的にサポートできる存在となっており、SVが一人で何人もの職員を指導するような構図がなくなり、SVの負担も軽減された。
- ・ サインズの研修を継続的に行うことで、職員のスキルが向上。組織内での共通言語ができ、組織全体の底上げができています。
- ・ サインズを支援に取り入れることで、保護者や子どもの意見を聞き、協働して支援内容を考えることが習慣化された。

■ 取組みを始めた経緯／取組みを進める上でのポイント

- ・ 政令市のため、児童相談所設立時は児童相談所の経験がない職員が多く、職員の人事異動による入れ替わりも多かったため、所内でノウハウを蓄積し、ケースワークの質を担保するために専門チームを立ち上げた。
- ・ サインズによる効果を所内に示すため、最初は効果が示しやすい比較的重度のケースからサインズを活用した支援を開始。
- ・ 親子関係再構築に関して長期的に関わることのできる専門チームを設置することで、ノウハウが組織に定着しやすくなる。
- ・ 所内でノウハウを浸透させるためには、単発の研修で終わらせるのではなく、外部講師にもモデルケースにSVとして参加してもらうことが効果的である。外部の研修を受講する場合は、研修担当などの内情を理解している職員が複数名で同じ研修を受講し、所内にどのように還元できるかミーティングを行うことが望ましい。

参考：①新プランニングシート（R2.4.1～）

②R4年度サインズ・オブ・セーフティ入門研修案内

事例 8. 福岡県福岡市

福岡市子ども総合相談センター

Tel : 092-832-7107

実態調査から支援の方向性を明確にし、措置を適切に活用するための様々な取組みを展開

<Point>

- 施設入所児童の実態調査をもとに、児童相談所が行うべき支援の方向性を明確化
- 「家庭移行支援係」を設置し、取組みを推進
- 児童家庭支援センターに、市から親子関係再構築支援事業を委託
- 子どもの意見表明の仕組みの導入により、子どもの意向・希望を確認できることも

■ 福岡市における親子関係再構築支援の方針

- 平成 27 年に施設入所児童を対象とした実態調査を行い、以下の 3 点が明らかに
 - ・ 措置期間が 3 年を超えると、実親または親族への家庭復帰率が急激に低下する
 - ・ 乳児院から児童養護施設に措置変更となったケースは施設入所が長期化しやすい
 - ・ 頻繁に親子の交流があるものの、家庭復帰に至らないケースが存在する
- 調査結果の考察として以下 3 つの必要性を認識し、支援の方針とする
 - ・ 交流や家庭復帰を妨げる要因への支援（在宅支援を含む）、アプローチの必要性
 - ・ 親と子に交流や引取りの意欲低下を防ぐアプローチの必要性
 - ・ 家庭復帰が見込めない児童への特別養子縁組を含む家庭的代替養育の提供の必要性

■ 福岡市における親子関係再構築支援に関する取組み

«支援体制について»

- ・ 児童相談所内に親子関係再構築支援を担当する「家庭移行支援係」が設置されており、令和 4 年度は児童福祉司 6 名、社会的養護自立支援員 2 名で構成（毎年 8 名程度）
- ・ 全措置児童に心理担当者を配置

«取組みについて»

- ケース進行管理のための会議開催
 - ・ 入所後 1 ヶ月会議（施設との 2 者協議 or 親を交えての 3 者協議 or 子どもを交えての 4 者協議）と担当者会議（全施設措置児童が対象で、年 2 回支援について検討）を実施
 - ・ 施設で月 1 回実施されている職員会議に施設担当 CW が同席し、情報共有を実施
 - ・ ファミリー-SW と児童相談所との連絡会を年 2 回開催し、家庭支援の課題について検討
- MY TREE ペアレンツ・プログラムの実施
 - ・ 児童相談所直営で心理士が担当し、MY TREE ペアレンツ・プログラムを実施
- CRC（チャイルドリソースセンター）親子プログラムふぁりの委託
 - ・ 平成 30 年より、保護者指導・カウンセリング強化事業を活用し、児童相談所 OB が所長を務める児童家庭支援センター 1 か所に委託する形で CRC 親子プログラムふぁりを実施（年 2～3 件、これまでの実施件数 11 件）

- ・ 毎年 5 月に CRC のファシリテーターから児童相談所職員に向けて CRC 親子プログラムふありの周知研修を開催
- ・ 年度はじめにプログラムを適用したいケースを児童相談所内で公募し、CRC ファシリテーターが担当児童福祉司と協議の上、適用ケースを選定
- 子どもの意見をくみ取る「子どものキモチ便」導入
 - ・ 子どもが自分で判断して意見を出せるツールを持つ必要があると考え導入
 - ・ 児童養護施設・里親に委託している全児童に子どもの権利面接（年 1 回）を実施する際、権利ノートと併せてキモチ便の封筒と説明書類を手渡し、1 年活用
- 「ライフストーリーワーク」の視点を活かした支援
 - ・ 児童相談所の措置に係る内容について説明する際や、子どもからニーズが出てきた際など、それぞれのケースに合わせたタイミングでライフストーリーワークを活用
 - ・ 令和 4 年度からライフストーリーワークの基礎研修・導入研修を年 1 回開催
- 実親以外の引取り支援
 - ・ 実親の引取りが難しい子どもは親族調査をもとに実親以外の引取りを検討
 - ・ 措置から 1 年経過して引取りにならないケースは、その理由を記載した「児相長申し立てを行わない方針決裁」を所長まで回覧

■ 取組み実施による効果

- ・ 「家庭移行支援係」を設置して様々な取組みを推進したことで、児童相談所内や児童養護施設をはじめとする関係機関の親子関係再構築に対する理解が進み、同じ目標を持って親子を支援するという意識に変化
- ・ 支援の方向性を明確にして在宅支援を強化した結果、児童養護施設・里親への措置児童数が年々減少
- ・ 児童家庭支援センターにプログラムの実施を依頼。児童家庭支援センターが CRC 大阪から SV を受け、親子関係再構築支援のスキルや理解が大幅に向上
- ・ 子どものキモチ便やライフストーリーワークなど、知る権利や意見表明権に関する支援を導入することで、子どもが自身の処遇や将来について意見を表明してくれることもあるため、支援方針の検討を進めやすい

参考：

①「児童相談所改革と協働の道のりー子どもの権利を中心とした福岡市モデル」藤林武史編著

②福岡市こども総合相談センター事業概要 令和 3 年度版

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/12986/1/220214.pdf?20230227143400>

事例 9. 大阪府堺市

堺市子ども相談所

電話番号：072-245-9197

外部との連携と内部プログラムの活用で多様な支援を実施

<Point>

- プロジェクト体制により、一体的なケースワークとノウハウの共有が可能に
- 自由度の高い内部プログラムの活用で、それぞれのケースに柔軟に対応
- 外部委託により、専門性の高い支援が実施でき、職員のスキルも向上

■ 親子関係再構築支援に関する取組み

● 堺市では外部と上手く連携して、多様な親子関係再構築支援が実施できる体制を構築

- ・ 認知行動療法のノウハウがある外部講師監修のもと、「堺版親プログラム」として子どもの成長段階に合わせた独自のプログラムを作成し、主に家庭引取りのケースを対象として運用
- ・ 外部団体の CRC（チャイルドリソースセンター）へ委託し、乳児～小学校低学年までを対象とした親子プログラムや一時保護解除予定・解除後の親向けプログラムを実施
- ・ 外部カウンセラーが定期的に出務しており、個別カウンセリングのニーズのあるケースについては個別のカウンセリングを利用
- ・ 大学との連携で当事者参画を促すラップアラウンドアプローチの活用を試行

● それぞれの取組みを上手く活用するための組織内体制として、取組みごとにチームを編成し、各課の職員全員がいずれかのチームに所属する「プロジェクト体制」を構築

- ・ プロジェクト担当が毎年職員向けに「堺版親プログラム」について周知研修を実施
- ・ CRC のプログラム、個別カウンセリングや「堺版親プログラム」を適応するケースについては
- ・ 各担当ケースワーカーからケース候補をあげ、プロジェクト担当で検討
- ・ プロジェクトチームが情報共有の場となっており、プロジェクトメンバーが第 3 者的な視点でケースワークに関わったり、若手職員がケースワークについて相談できる場にもなっている

■ 取組み実施による効果

«プロジェクト体制の強み»

- ・ プロジェクトチームでケースの共有を行うことで、課や係によって分断されず、一体的にケースワークができる
- ・ 職員全員がチームに所属してプロジェクトに関わることで、組織全体にノウハウが浸透する

«「堺版親プログラム」活用のメリットと効果»

- ・ 「堺版親プログラム」は令和元年より施行を開始し、令和 4 年度までで計 27 件実施
- ・ 堺市独自のプログラムであるため、対象の親に合わせて言葉遣いを変更するなどのカスタマイズがしやすく、それぞれのケースに合わせた活用が可能
- ・ 児童相談所の職員で実施するため、親の都合に合わせて曜日や時間帯の調整がしやすく、プログラムのノウハウを用いて面接を行えるなど、職員のスキル向上にもつながる

《外部との協働のメリットと効果》

- ・ プログラム実施後のミーティングや中間報告会、必要に応じて行う個別カンファレンスなどに職員が参加し、ケースの振り返りやその後のフォローについて確認を行うことで、CRC の講師や外部カウンセラーの考えや最新の知見を吸収でき、職員のスキルアップにつながる
- ・ 外部と協働することにより、児童相談所のみでは実施が難しい専門的な支援が可能になる
- ・ 児童相談所とは別の立場からの支援であるため、親の抵抗感が少なく受け入れられやすい
- ・ 児童相談所はコンサルテーションの立場を取りやすくなり、親子に対してはより有効な複層的支援が可能となる

■ 取組みを始めた経緯と進める上でのポイント

《内部プログラムについて》

- ・ 多くの職員が資格を取得していたプログラムがライセンスの問題で使用不可になり、外部委託のみでは十分な支援が難しいことから、児童相談所で柔軟な支援を行うための手段として独自の親プログラム使用を開始
- ・ 個人で研修を受けノウハウを持ち帰っても所内に浸透させることが難しいため、児童相談所の知的財産としてノウハウを共有するという方針のもと、組織として外部講師を招いて研修を実施するなど、組織全体で取り組むことが重要

《外部委託について》

- ・ 平成 27 年度から CRC への委託を開始。児童相談所としてのニーズが障害児への支援から育成困難や虐待対応へ移り、障害児の親子向けプログラムで使用していた予算を CRC への委託予算として移行し活用
- ・ CRC には元児童相談所職員も所属しており、委託先として信頼できたことは大きい
- ・ 予算取りにあたっては、プログラムの試行状態でのケース数や、再保護に至らず生活できているなどの効果の報告が必要になる

参考： 堺市こども相談所版ペアレントトレーニングの案内チラシ

事例 10. 奈良県奈良市

奈良市子どもセンター

電話番号：0742-93-6595

ラップアラウンドのマインドをもとに、地域の子カラを活かした当事者主体の支援を実施

<Point>

- 「当事者主体と一緒に考える」ことを大切にされた支援を展開
- 社会福祉協議会との連携により、様々な地域資源を活用した支援が可能に
- 地域の人・機関等につなぐことが、家族が安心安全に暮らせる環境づくりに

■ ラップアラウンドの活用と社会福祉協議会との連携について

- ・ 奈良市子どもセンターでは子ども支援課の中に、児童相談所部門と、もともと市が担っていた子ども家庭総合支援拠点部門を置いており、両部門を一体として機能させることで、専門的な見立てもしつつ、地域ネットワークを活かした支援を行っている。
- ・ 本市の社会福祉協議会は、サポーター登録制度、登録相談員とのマッチングのシステムをつくるなど、地域資源の発掘や人材育成に力をいれており、専門職や市民、大学生等のボランティア等の様々なサポーター（理解者）とのマッチングなどのコーディネートを進めている。その強みを活かして、社会福祉協議会と連携して個々のケースについての事例検討を行い、親子が地域で暮らしていくために必要な社会資源につないだりしながら、地域で孤立しないよう継続的なサポートができる体制づくりに取り組んでいる。
- ・ どのようなサポートにつなぐかを考えるときに大切なのは、当事者が「どのようになりたいか」「どのような家族になりたいか」であり、「そのためにどのようなサポートがあればいいか」「課題をどう乗り越えればいいのか」を当事者と支援者が一緒に考えていくことであるため、当事者主体のミーティングを実施し、「どんな家族になりたいか」というビジョンを聞くなど、当事者の主体性や強みに視点を置いた支援を実施。
- ・ この考え方が「ラップアラウンド」の10原則ととても通じるところがあり、ラップアラウンドを用いた取り組みを開始。フルパッケージでの実装は難しいが、そのマインドは常に意識しながら支援を行うよう取り組んでいる。

■ 取り組み実施による効果

- ラップアラウンドのマインドを取り入れた支援の効果
 - ・ 一方的に心配し注意する「For」の関係から、当事者に寄り添って夢を応援するためにサポートする「With」の関係に変化。寄り添い型の支援を行うことで当事者も意見を表明しやすくなり、本人のモチベーションアップにもつながる。
 - ・ これまではリスクに重点を置いてケースを見ていたところを、ラップアラウンドの視点を取り入れることで、当事者との会話の幅が広がり、より多くの強みに気付くことが可能となり、子どもと家族の強みにフォーカスした多角的なアセスメントができるようになった。
- 社会福祉協議会との連携による効果
 - ・ 社会福祉協議会と連携することで、社会福祉協議会のネットワークを活かして様々な社会資源を開拓し、支援の幅を広げることが可能に。児童相談所の職員も地域資源に関する知識を得て、地域と連携した支

援について検討する視点ができた。

- ・ 児童相談所と市町村とで役割が分断されていたところ、相互に連携することで一体的に支援を行うことが可能に。また、児童相談所のみでは支援できる範囲に限界がある中、子ども家庭総合支援拠点と共に家族関係再構築に向けて親子を支援したり、社会福祉協議会との連携の中で、再構築後も家族が地域とつながり続けられるよう社会資源のチカラを活用した支援に取り組んでいる。

■ 取組みを始めた経緯と進める上でのポイント

● ラップアラウンドのマインド活用について

- ・ 平成 28 年度から市町村のアドバイザーや子どもセンター立ち上げの有識者会議委員として関りのあった外部講師に依頼し、ラップアラウンドの所内研修や事例検討会を実施。
- ・ 全てのケースにラップアラウンドの手法を適応することは難しいが、ラップアラウンドのマインドを取り入れて当事者と関り、支援を行うことは可能である。

● 社会福祉協議会との連携について

- ・ 社会福祉協議会が子ども若者支援や権利擁護、困窮者支援などの事業を多数担っていたこともあり、互いの役割を共有するために連携会議を開始。ここ数年で地域における子どもへの支援に重点が置かれるようになり、令和 2 年度より社会福祉協議会との連携体制を本格的に構築。
- ・ 親子関係再構築を行う上では、家族が地域で生活していくための社会資源を活用し、家族と伴走してくれる存在が必要である。特に児童相談所が抱える困難なケースになるほど社会資源の活用は不可欠であり、親子関係再構築に社会福祉協議会や市町村を巻き込んでいく仕組みが重要である。
- ・ 社会福祉協議会との連携においては、家族と伴走をするサポーターの主体性や関わることでの相互のエンパワメントを生み出す地域づくりの視点が重要になる。

参考：久保樹里（2022）「ラップアラウンドの基礎知識」

<https://youtu.be/Soe2xPtBLvU>

事例 1 1. 愛知県名古屋市

名古屋中央児童相談所（企画調整担当）

Tel:052-757-6111

事業の目的を明確にして対象者を設定し、支援効果を「見える化」

<Point>

- 事業の目的を「再発防止」とし、支援対象と効果指標を設定
- 支援効果(再来率)を見える化＝効果の共有が可能となり、安定的な予算確保が可能に
- 中央児童相談所が企画調整機能を担うことで、本庁と課題や施策の方向性を共有

■ 保護者支援事業について

- ・ 「再発防止」を目的とし、子どもと親とのコミュニケーションを軸としたプログラムを提供する事業。
- ・ 原則は、「在宅指導ケース」であり、かつ、子どもと親の意思疎通が重要であることから、学齢児以上のある程度理解力のある子どもがいる家庭が対象であり、事業の要綱にて定めている。
- ・ プログラム受講が在宅復帰の条件と思われてはいけないうこと、また子どもと親のコミュニケーションが軸なため、すぐに実践できない親子分離中の親子は対象外としている。
- ・ CPA プログラムのトレーナーを養成している法人から、トレーナーを講師として派遣してもらい、謝金を支払うという形態で実施。派遣依頼は法人に対して行い、誰を派遣するかは法人側で調整。現在は十数名のトレーナーが市内 3 か所の児童相談所に派遣されている。
- ・ プログラムは 1 回 2 時間程度で 8 回。しかし、継続が難しい対象者もあり、5 回のショートバージョンもつくった。
- ・ 児童相談所の職員はプログラムに同席してはならず、その前後での親・子どもとの会話や、講師との振り返り、次回に向けての打ち合わせを行い、状況を常に把握、共有している。
- ・ 対象者は、担当福祉司が候補をあげ、各児童相談所の援助方針会議において組織として決定する。その際に、親にプログラム参加について提案し、親が参加の意思を示していることを条件としているため、子どもとの接し方や子どもとの距離の取り方に悩んでいたり、虐待したことに反省していたり等、親自身に「悩み」や「変わりたい」という意識があるケースが対象となる。
- ・ 担当福祉司が候補ケースをあげたり、親や子どもに提案できるようにするために、派遣元の法人による研修会を年 2 回実施している。

■ 事業実施による効果と展開

- ・ 本事業の目的が「再発防止」のため、「再来率」を効果指標として設定。
- ・ 本事業の対象は一時保護解除後のケースが多く、平成 29 年度以降の本プログラムの受講者の再来率が 13%程度であるのに対し、令和 3 年度の相談受付件数に占める再来率は約 3 割であり、効果が出ている。
- ・ 講師との振り返りの中で、親子の変化などが職員に共有されることで、職員も効果を実感できている。また、プログラム実施 3 か月後の親へのアンケートや、家庭訪問時に子どもから聞く話の中でも、効果を感じるこ

ができています。

- ・ プログラム講師を外部に依頼していることで、それなりの費用はかかるが、支援の効果が見えるようになっていたため、年間 50～60 件程度を超えて対応できるだけの十分な予算が確保できています。（令和 3 年度の受講者数は約 50 件）
- ・ プログラム講師の外部への依頼は、児童相談所職員の負担軽減になっている。現在の状況の中、児童相談所内で全て行うことは難しく、外部に依頼することで職員の異動や個人のスキル等の影響が少なく、安定した支援が行うことができています。「委託」ではなく講師を依頼する形になっており、かつフィードバックの仕組みを整えているため、任せきりではない支援を行うことができています。
- ・ また、児童相談所と親との関係がよくないケースもあるため、第三者のかかわりは重要。児童相談所の職員がプログラムに同席しないことで、職員に話せないことを話せたり、職員には見せない一面が見られることもあり、親にとってのメリットも大きい。
- ・ 今後は、受講後のフォロー面談等に参加してもらいやすくなるよう、オンラインを上手く使っていけたらと思っている。
- ・ また、令和 4 年度からは未然防止のための取組みとして、各区役所等での相談ケースを対象とした保護者支援事業も実施している。（なお、名古屋市では各区役所・支所の合計 22 か所に、児童相談所兼務の児童福祉司を配置しており、児童相談所での実地研修や情報共有等ができるようになってきている。）

■ 取組みの経緯

- ・ 虐待対応件数の増加を受け、何か新しい取組みが必要という状況の中で、保護者支援プログラムの活用を試行してみたことがきっかけ。
- ・ 平成 25 年度からボランティア的に取組みをはじめ、平成 27 年からモデル的に実施。
- ・ 平成 29 年度から本格実施。

事例 1 2. 茨城県

茨城県 福祉部子ども政策局青少年家庭課

県内全市町村でのペアトレ開催により、県全体としての支援体制を充実

<Point>

- 県の重要施策として、市町村による保護者支援のレベルアップを位置づけ、全市町村でペアトレが開催できるよう、養成研修を実施
- 県担当課と児童相談所と一緒に、養成研修やペアトレ開催に向けた訪問等による個別説明及び依頼を実施
- 令和4年3月31日時点で、全市町村でペアトレを実施（1日体験講座等を含む）

■ 全市町村でのペアトレ開催について

- ・ 県中心で進める虐待防止対策、及び虐待未然防止対策として、県内のペアトレ未実施の市町村職員向けのペアトレリーダー養成研修を開催
- ・ 養成研修の講師は児童相談所職員が担当
- ・ 児童相談所と市町村との連絡会議等で、ペアトレ開催に向けた説明や共通理解に努めるとともに、ペアトレ開催に向けては訪問により個別説明等を実施

■ 取り組みの効果と展開

- ・ 県や市町村が行う保護者への子育て支援、虐待未然防止対策としてペアトレは効果的
- ・ 市町村による温度差があるため、市町村任せ、児童相談所任せではなく、県の重要施策として位置づけ、主管課主導の取り組みとして実施
- ・ ペアトレを開催する市町村は、令和元年度時点で14市町村であったが、令和4年3月31日時点で全44市町村で開催された（1日体験講座等を含む）
- ・ 県内の全ての市町村でペアトレを開催することで、県民が、より身近な市町村において子育て支援を受けられる機会を全ての市町村で設けることができるようになった
- ・ 県としてペアトレに関する予算を継続して確保しており、今後も市町村での支援レベルを上げることで、児童相談所はその後方支援に回れる体制を目指している

■ 取り組みの経緯

- ・ 虐待対応件数の増加等の課題認識から、県として「支援体制の充実」を目標に設定
- ・ 県全体での支援体制の充実、児童虐待の未然防止のためには、引き続き、児童相談所での保護者支援を継続すると同時に、市町村の支援レベルを上げ、児童相談所がその後方支援に回る体制が必要と考え、ペアトレ未実施の市町村職員を対象としたペアトレリーダー養成研修や説明及び依頼等の取り組みを実施した

参考：行方市「ペアレント・トレーニングのお知らせ」

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page011119.html>

事例 13. 北海道石狩市

石狩市保健福祉部子ども相談センター

Tel : 0133-72-3195

市職員が作成した子育て講座を実施し、それを通じて得たノウハウを個別の支援にも展開

<Point>

- 市の職員で作成した「いしかり子育て応援プログラム」を実施
- 職員自身が講座を担当したり、親に説明するために講座内容の理解を深めることで、職員にノウハウが蓄積され、個別ケースの支援にも役立っている
- プログラム作成時の当初のコンセプトを大事にしながら、ニーズを踏まえて毎年バージョンアップをし、支援メニューの充実を図る

■ 市事業「いしかり子育て応援プログラム」(IP) について

- ・ 市の家庭児童相談員が講師となって講座形式で実施している市独自のプログラム。
- ・ しつけの方法や子どもとのコミュニケーションに悩む、「何とかしたい」と感じている 0～12 歳児の子どもを持つ親を対象に、約 3 か月間で全 6 回（2 週間に 1 回程度）、8 名程度（現在はコロナ禍で 5～6 名程度）の集団形式で行う講座で、話の聴き方・伝え方、怒りのコントロール、発達期に応じた行動と対処法について学ぶ機会を提供。特に、コミュニケーションと怒りのコントロールがポイントだと考えている。
- ・ 普段の子育てが楽になり、楽しめるようになってほしいという思いをもっており、予防的な意味合いが大きい。
- ・ 受講の翌年には、プチ同窓会のような形で継続できているかを確認するフォローアップも実施。
- ・ 参加者は広報や子育てマガジン等を活用して公募しているが、虐待のケースで児童相談所から親に子育て講座を個別にしてほしいとの要望があり、実施した親もいる。（平成 30 年度の開始以降の児童相談所からの紹介は 20 件弱程度）
- ・ また、全 6 回の参加はハードルが高い保護者もいるため、プログラムのイメージを持ってもらうことを目的とした 2 時間のダイジェスト版を令和 3 年度から開始したが、そこから全 6 回の通常の講座につながった人はまだいない。
- ・ 講座の講師は主に経験の長い家庭児童相談員が務めているが、他の職員も同席して学び、令和 4 年度は 2 年目の職員が講座内の一部を担当した。
- ・ なお、受講者の状況に応じて、市の子ども発達支援センターや精神科病院等につなぐこともある。

■ 事業実施による効果と展開

- ・ プログラム終了後に受講者に行ったアンケートで、「子どもの発達に関する理解が深まった」「受講により子どもとの接し方を練習することでうまくコミュニケーションがとれるようになった」といった感想があった。
- ・ 市の職員が IP を実施していることで、親を支援するためのノウハウが蓄積され、講座以外でも各ケースの個別の状況に応じて親子に対し必要な支援を提供できるようになった。
- ・ 職員で IP をつくるためにいろいろと勉強したため、職員の知見やスキル習得にもつながった。また若手職員も、講師までは担当できなくても、親に説明をするためには職員がその中身を理解していないと伝わらない

め、そこでの学びも大きい。各自で学んで欲しいと考えている。

- ・ IP は、ベースは変えずに、新しい情報があれば加えたり、見直したりしながら、毎年バージョンアップさせている。ニーズや課題に応じて「変えていく」ことが可能なため、メニューを充実させていくことができるのもメリット。
- ・ 中学生の子どもを持つ親からの相談も増えてきており、今後 13～15 歳の思春期の子ども親にも対象を拡大したいと考えている

■ 取組みの経緯

- ・ 平成 29 年度まではトレーナー資格が必要なプログラムを実施していたが、職員が誰でも実施できるものとしたかったこと、また保護者の状況に応じた支援メニューを選択できるようにしたいと考え、市の職員で実施できるものを家庭児童相談員や臨床心理士などで作り、平成 30 年度から開始。
- ・ 新しい取組みを始めるときには、何のために、何を伝えたいか、何がしたいかといったコンセプトを決めることが第一歩。そこから、大体こんなものは必要だよねと、具体的な形を作っていく。また、メインでやっていきたいところから少しずつ広げていくのがやりやすい。石狩市の場合は、子育ての基本を知らない人が多く、先輩の助言をうけるような場所がないという問題意識から「0～2 歳児はこんなもの」と親に伝えていく必要があると考え、平成 29 年までの 3 歳～12 歳の対象から 0 歳～12 歳に変更した。
- ・ また、当初のコンセプトとしておいた「相談員の誰もができる」「全員がその視点で支援できる」を大事にしているため、バージョンアップの際も専門性が高くなりすぎないように意識している。

参考：いしかり子育て応援プログラム「IP」(Ishikari Program)

<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/k-soudan/14306.html>

事例 14. 兵庫県加東市

加東市 健康福祉部福祉総務課

Tel : 0795-43-0441

周辺市町からも参加者を募集し、市が実施するプログラムを広域で提供

<Point>

- 直接家族や保護者の支援に関わる、市の職員によるプログラムを実施
- 「虐待は社会の問題であり、一つの市だけの問題ではない」という思いのもと、周辺市町にも案内し、広域連携型でプログラムを提供
- 保護者にとっても地元では話しづらいことも話すことができ、参加しやすいメリットがある

■ プログラムの提供状況について

- ・ 平成 25 年度から、子育てに苦しさを感じている親のために「MY TREE ペアレンツ・プログラム」を市の予算で実施（令和 6 年度から北播磨定住自立圏構成市で費用分担）。身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトをしている保護者で、自身が変わりたい、子どもとの関係を良くしたいと強く望んでいる人が対象
- ・ 直接家族や保護者の支援に関わる市の職員 3 名が研修を受講し、市の職員がプログラムを実施している
- ・ 毎年度 10 名程度を公募し、グループ形式で講座を実施
- ・ 参加者の子どもの所属が違うことが前提となるため、市内だけでなく、北播磨管内や加東市へ通える範囲の 10 市町の担当課に案内チラシの配布を依頼し、各市町の幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校に配布してもらっている
- ・ 周辺市町へ事前に、訪問や電話でプログラムの説明と募集への協力を依頼
- ・ 一般公募に加え、当課やその他の相談支援機関から保護者に紹介することもある

■ 事業実施による効果と展開

<プログラムの広域提供>

- ・ 他市町からの参加者であれば「どこの誰だかわからない」人であるため、自分の地元では話しづらいことも話すことができ、保護者にとっても心理的に参加しやすくなる
- ・ 他市町の担当者にとっては、本市のプログラムへの参加も選択肢となるため、選択できる支援メニューが増えている
- ・ 支援していた家庭が市外に引越する場合でも、連携している近隣市町であれば、継続してプログラムを受けてもらうことが可能
- ・ モチベーションを維持して継続的に参加できるよう、紹介ケースについては、紹介元の市町と連携し、参加者の居住する市町の職員にもフォローしてもらっている
- ・ プログラム終了後も定期的な支援が必要な保護者については、本人の許可を得たうえで居住市町の児童相談担当につなぎ、フォローできるようにしている
- ・ 周辺市町とは別に、県下で同じプログラムを実施している尼崎市とも連携しており、定員超過の場合や、地元では参加しづらいという保護者にお互いのプログラムを紹介することもある

- ・ 今後、できればより多くの市町に参加してもらいたい。全小中学校に案内しきれていない市町もあるため、全ての保護者に配布することが望ましい。申込者の中にはチラシを何年も持ち続けてやっと勇気を出して来ることができたという方もおり、潜在的に支援が必要な方は沢山いると思われる。1 度自身の担当ケースでつないでもらえればプログラムの有用性を実感してもらえと思う

<市職員によるプログラム提供>

- ・ 職員がライセンス取得のための研修で学んだ考え方や手法をプログラム以外の相談支援に活かすことができる
- ・ 市の職員がプログラムを通して参加者を理解し、その上で継続的に支援に臨める意義は大きく、信頼関係も築きやすい
- ・ また、保護者の変化を目の当たりにすることによって、支援者側が刺激を受け、大きな学びがあり、職員のモチベーション向上にもつながっている

■ 取組みの経緯

- ・ 子どもと親の分離後に家庭環境を調整して子どもが家庭に戻っても、同じ状態に陥ってしまうケースが多かったことから、根本的改善を図るため親の回復に繋がるプログラムが必要と考えたことがきっかけ。当時の課長と相談員が熱意をもって取り組み、実施に至った
- ・ 子どもの所属機関が同じ保護者は同じグループに参加できないことから、プログラム開始当初から本市のみで参加者を募るのは難しく、プログラムを実施するために他市町にも案内を行うことにした。

プログラム立ち上げ時の課長が「虐待は社会の問題であり、一つの市だけの問題ではない」という思いを持っていたことで、周辺市町との連携を前提に開始できた。管理職や庁内での理解が重要である。